

条例において罰則を設ける場合の課題

1 罰則規定の対象

- ①差別行為に対する罰則
- ②相談員・第三者機関の委員が業務上知り得た秘密漏示に対する罰則

2 差別行為に対する罰則を設ける例

(1) 法律

- ①我が国の法律では、差別行為に対する罰則は存在しない。
- ②諸外国では、フランスにおいて、「差別罪」(刑法)を規定

障害(等)を理由とする、以下の行為を差別罪に当たるとして禁止

- ①財又はサービスの支給拒否
- ②何らかの経済活動の正常な遂行の妨害
- ③採用拒否、懲戒、解雇
- ④財又はサービスの支給に条件を付すこと
- ⑤募集、研修申請、企業内職業訓練の期間について条件を付すこと
- ⑥社会保障法典が定める研修への受入れ拒否

※第2回障がい者制度改革推進会議 差別禁止部会(資料3 フランスの障害者差別禁止法制〔永野仁美氏提出〕)より

(2) 条例

- 条例では、差別行為に対する罰則は存在しない。

3 秘密漏示に対する罰則を設ける例

(1) 法律

- 障害者差別解消法は、秘密漏示に対する罰則を設けている。

対象者	罰則の内容
障害者差別解消支援地域協議会の事務従事者・従事していた者	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

(2) 条例

- 他の道府県の条例では、秘密漏示に対する罰則を設けている例がある。

対象者	罰則の内容	道府県
相談業務従事者 (8 府県)	1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金	千葉県、京都府、奈良県、 徳島県、福岡県、長崎県、 熊本県、沖縄県
第三者機関の委員 (9 府県)	1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金	千葉県、京都府、大阪府、 奈良県、徳島県、福岡県、 長崎県、熊本県、沖縄県

4 差別行為に対する罰則を設ける場合の課題

○法律との関係（刑法等）

- ①差別行為には、様々な形態のものがあるため、構成要件を厳格に定め、処罰範囲を明確にしないと、事業活動などを委縮させるおそれがある。
- ②合理的配慮の不提供も「差別」に当たるとされているが、これについても処罰対象にするかを検討する必要がある。
- ③差別行為の構成要件を定めるに当たり、名誉毀損罪などの刑法上の罪と重なる部分が生じないかを慎重に検討する必要がある（重なる場合、親告罪の処理に係る問題との関係を検討する必要がある）。

○親告罪（告訴がなければ公訴を提起することができない罪）と構成要件が重なり合う場合の問題

条例の差別罪が名誉毀損罪（親告罪）と重なり合う場合、名誉毀損罪は被害者の告訴がないと公訴を提起することができないにもかかわらず、条例の差別罪を告訴なしに公訴を提起することにより、実質的に名誉毀損罪が親告罪である趣旨が没却されるおそれがある。

5 秘密漏示に対する罰則を設ける場合の課題

(1) 罰則の必要性

秘密漏示罪を定めた場合、相談業務従事者などが処罰をおそれて情報の開示に消極的になりすぎ、必要な情報が関係機関で共有されにくくなるおそれもあるため、罰則を定める必要性があるか（民事救済等で対応できないものか）を慎重に検討する必要がある。

(2) 刑罰の選択等

秘密漏示罪を定める場合についても、刑罰の選択（懲役刑を科す必要があるか）、罪刑の均衡（罪とそれに対する刑罰のバランスが取れているか）などを検討する必要がある。